

防犯カメラの運用状況の公表について

(平成31年1月1日から令和元年10月31日まで)

玉城町防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例第10条の規定に基づき、防犯カメラの運用状況について公表します。(令和元年10月31日現在)

(1) 防犯カメラ設置利用基準の届出の状況(第3条の規定による届出の状況)

防犯カメラ設置者	防犯カメラにより犯罪を予防しようとする公共の場所の数	防犯カメラ設置台数
町	4ヶ所	12台 (駅前広場 2台) (駅待合室 1台) (役場庁舎内 8台) (アスパア玉城 1台)
町から事務又は事業の委託を受けた者及び指定管理者	0	0
自治会等	0	0
商工会	0	0
その他規則で定めるもの	0	0
計	4ヶ所	12台

(2) 違反者に対する指導、勧告の状況(第6条の規定による指導又は勧告の状況)

無

(3) 違反事実の公表に伴う質問、報告の状況(第8条の規定による質問又は報告の徴収の状況)

無

(4) 苦情の申出の状況(第9条の第1項の規定による苦情の申出の状況)

無